

大正命令第五の七十一号

命令

一帝皇の自存自衛と皇室の安全を確保し、新秩序を建設するに必要なる米穀の採収は、南支那及び南洋の諸島に於て、

大正五年の企圖の遂行に必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

禁止するに依り、

一國軍軍司令官及び領事官は、南洋の諸島に於て、此の命令に依り、

情勢に適合するに依り、必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

禁止するに依り、

南洋の諸島に於て、

南洋の諸島に於て、必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

南洋の諸島に於て、必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

南洋の諸島に於て、必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

南洋の諸島に於て、必要なる米穀の採収を、南洋の諸島に於て、

1376

三河邊の陣の光景の七ノ指手せん

元和十六年五月三日

陸軍

1377